

新潟市新津地区勤労青少年ホーム 飲料自動販売機設置業者の募集要領

1. 目的

この要領は、新潟市新津地区勤労青少年ホームにおいて、主に施設利用者が利用する飲料自動販売機（以下、「自動販売機」といいます。）の設置予定業者を公募型見積合わせにより選定するため、必要な手続きを定めるものです。自動販売機設置業者（以下、「設置業者」といいます。）の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申込みください。

2. 貸付物件

別添・仕様書のとおり

3. 設置方法

自動販売機は、地方自治法第238条の4第2項第4号、新潟市公有財産規則等に基づき、賃貸借契約（以下、「貸付」といいます。）により設置するものです。

4. 貸付（設置）場所

新潟市秋葉区新津東町1丁目5番12号

新潟市新津地区勤労青少年ホーム1階 料理講習室脇 1台 1.50㎡

（別添・自動販売機位置図参照）

5. 貸付期間

貸付期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日（5年間・更新なし）までとします。

6. 応募資格要件

（1）次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募することができます。

- ①入札参加資格者名簿に「自販機設置（缶・ペット・紙パック飲料）」の登録がある者。
- ②応募までの過去5年間、市内において自動販売機の設置実績を有し、かつ健全な経営を行っている者。
- ③次の資格を有する連帯保証人をたてることができる者
 - ・市内に居住し、引き続き2年以上の間、固定資産税年額10,000円以上を納めている者
 - ・市内に居住し、固定した収入をもって独立の生計を営んでいる者
 - ・市内に事務所を有し、当該責務の保証能力を有する団体

（2）次に該当する方は、応募することができません。

- ①契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- ②市税の滞納がある者
- ③自己又は自社の役員等が暴力団員である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる法人

7. 公募型見積合せの応募手続き

(1) 応募方法及び提出書類

応募希望の方は、貸付料(貸付単価)見積書を封筒に入れ、個人の場合は住所と氏名、法人の場合は所在地と名称を記載し、見積書提出場所に直接ご提出ください。

郵送、ファクシミリ、電子メールによる受付は行いません。

(2) 見積書提出期間

令和3年2月22日(月曜日)から令和3年3月4日(木曜日)までの
平日午前8時30分から午後5時30分までの間(ただし、土・日を除く)

(3) 見積書提出場所

新潟市秋葉区程島2009番地

新潟市秋葉区役所地域総務課 地域振興・文化スポーツグループ

電話：0250-25-5670

(4) 見積書提出にあたっての留意事項

①見積金額は、貸付単価(商品の販売に係る消費税及び地方消費税を含む売上額100円に対する貸付料)を記載してください。

貸付単価に1円未満の端数があるときは、切り捨てないでください。

②見積金額は、文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名・押印のないものについては無効とします。

③見積書の返却は行いません。

(5) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定者の決定および貸付事務のみに使用し、その他の目的には使用しません。ただし、参加資格の確認のため、警察当局に情報提供する場合があります。

8. 見積合せの注意事項

(1) 業務履行に疑義がある場合、費用、履行体制について調査することがあります。

(2) 見積書提出後に辞退する場合は、書面で届出するものとします。

(3) 見積金額は、文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名・押印のないものについては無効とします。

9. 設置業者の設定

(1) 見積合せ日時

令和3年3月5日(金曜日) 午前10時

なお、見積参加者の立会いを求めないものとします。

(2) 見積合せを行い、最高金額をもって有効な見積を行った応募者を設置予定業者として選定します。設置予定業者は公有財産貸付申請を行い、本市と賃貸借契約を締結し正式な設置業者となります。

(3) 設置予定業者を決定したときは、直ちにその旨を設置予定業者に通知するとともに速やかに公表します。

(4) 落札となるべき同価の見積をした者が2人以上あるときは、指定した日に当該見積者

にくじを引かせて設置業者を決定します。

10. 設置業者が設置を辞退した場合

設置業者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置業者の次に高い金額をもって有効な見積を行った応募者を設置予定業者とし、新たな設置業者を決めることができます。